

VI
1519
6 - 181

## 公立大学一一名譽教授申請標準

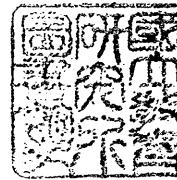
## 公立大學

- 一、公立大學教官として在職することが二十年以上で内一級官へ勅任官勅任官待遇を含む一として十年以上勤務して功勞の顯著であつたもの
- 二、前号の年数には達しないが學術上の效績が顯著であつたもの
- 三、学長として大學の運営に關して功勞の特に顯著であつたものは第一号の年数に達しなくとも證議する場合がある

## 公立高等学校及公立専門学校

- 一、公立高等学校及び公立専門学校の專任校長、教授たること二十五年以上で学校長として四年以上勤務し且教育上の功勞顯著であつたもの
- 二、公立高等学校及び公立専門学校の專任教授として三十年以上勤務し教育上の功勞顯著であつたもの

- 三、一号二号各學校の在職年数は相互に通算し專任の公立大學教官又は教育事務に從事した二級官へ高等文官、高等文官待遇を含む一の勤続年限は一号二号の年限に通算する。但し一号の場合に於ては十五年以上二号の場合に於ては二十年以上公立高等学校及公立専門学校の專任校長教授であつたもの
- 四、一号二号の年限には達しないが學術上の效績又は學校運営上功勞が特く顯著であつたものは證議する場合がある
- 五、各校の名譽教授は四人を超えることが出来ない



天野 433